

## 青少年の立ち直り支援（セカンドチャンスの場づくり）

～非行等の問題を抱える青少年の立ち直りを支援します～

### 1 目的

本事業は、非行問題のほか、不登校、ひきこもりなど困難を抱えている青少年等を対象として、県にゆかりのある企業等の御協力をいただき、青少年等に様々な体験活動の場を提供し、その立ち直りと健全育成を支援するものです。

### 2 支援の概要

更生機関や教育機関、福祉施設等からの申請に基づき、当該機関で支援している青少年に対し、以下の体験活動の場を事業予算の範囲内で無償にて提供します。

#### (1) 社会体験

農業体験、スポーツ教室、ワークショップ（アクセサリー・小物製作、和菓子作り体験、伝筆体験、メイクアップ教室、マジック教室等）等の社会体験活動を実施します。施設等に講師を派遣する出前講座もあります。

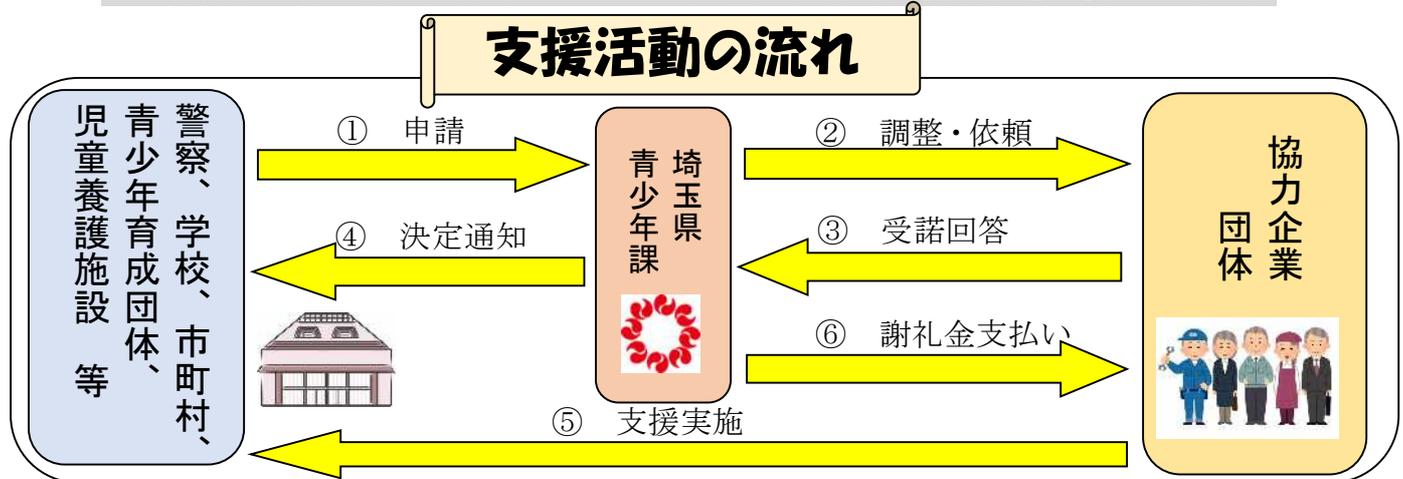
#### (2) 就労体験

商店、飲食店、工場、農園、福祉施設、駅等での職場体験を実施します。また、数日間の継続した体験も可能です。（職場体験のため、参加者への賃金は発生しません。）

#### (3) 学び直し支援

資格取得や進学、復学等に向けた基礎学力の習得を目指した学び直しを実施します。

※ 各体験内容や協力団体等については、「協力団体等一覧表」をご覧ください。



### 3 支援のポイント

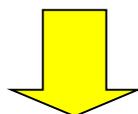
- 謝礼金は県が負担  
協力機関・団体への謝礼金は県が支払います。
- 保険は県で加入  
体験活動に係る傷害保険、損害保険は県で加入します。（詳細はお尋ねください。）
- 活動場所は様々  
協力団体等の事業所だけではなく、学校や児童養護施設等への出前講座も行っています。体験活動を実施する会場の使用料について県で負担することも可能です（要相談）。  
※ ただし、会場までの交通費、交通手段は申請者様の御負担とさせていただきます。
- 性別や学齢別など、複数の体験活動の実施が可能  
活動内容によっては、小学生と高校生などのように、年齢差のある児童が一度に体験するには不都合なものもありますが、一度に複数の講師を依頼したり、学齢毎に別の日に分けて実施するなど、柔軟な対応が可能です（要相談）。

## 4 利用方法

① 協力団体等一覧表から実施したい体験活動・企業を選定する



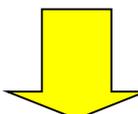
これ、  
いいかも



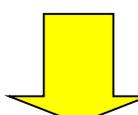
② 概ねの日程、参加人数を決めたら、埼玉県青少年課に電話またはメールで連絡する。



12月にこの活動  
をお願いしたい  
のですが…



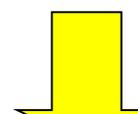
青少年課が協力企業に連絡し、調整及び依頼を行います。



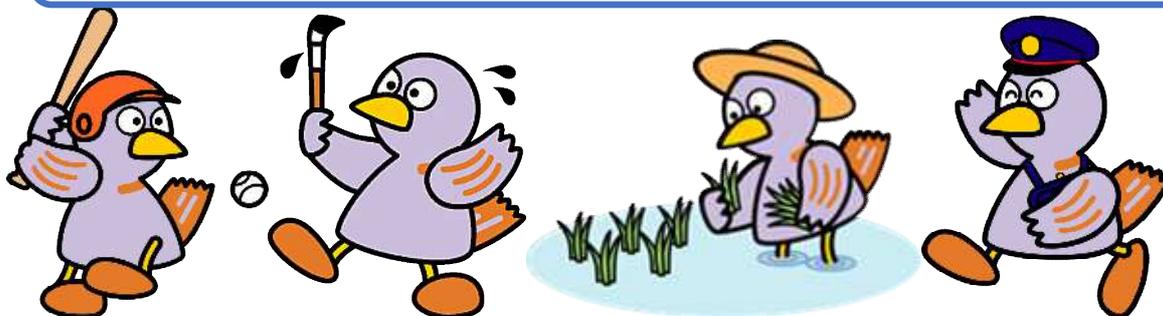
支援活動決定



③ 利用申請書等の書類を青少年課に送付する  
※ 書類については、②の後に青少年課から送付します。



④ 支援活動実施



青少年の立ち直り支援（セカンドチャンスの場づくり）のお問い合わせは  
埼玉県 県民生活部 青少年課（企画・非行防止担当）

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
TEL 048(830)2914  
E-mail a2905-01@pref.saitama.lg.jp



さいたまっち & コバタン